

令和 4 年 1 月 25 日

自民党観光産業振興議員連盟  
役員各位

# 緊急要望書

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会  
会長 多田 計介

一般社団法人全日本ホテル連盟  
会長 清水 嗣能

一般社団法人日本旅館協会  
会長 浜野 浩二

一般社団法人日本ホテル協会  
会長 森 浩生

## 緊急要望

新型コロナウイルス感染症については、昨年12月下旬以降、従来株と比べて感染力の強い「オミクロン株」の市中感染が全国各地で確認され、一部地域では加速度的に感染が拡大する中、1月9日に沖縄県、広島県、山口県に対し「まん延防止等重点措置」が発令、また、1月21日より1都12県が追加され併せて1都15県が対象となった。今後さらに地域の拡大が懸念され、第六波来襲による「緊急事態宣言」発出も予想され、人流制限により旅行自体が自粛され年末より上向になった宿泊予約自体がキャンセルになり事業存続自体が危ぶまれております。

さらに、一昨年12月28日に全国で停止した観光支援事業「GoToトラベル」については、全国の宿泊事業者が再開を待ちわびておりましたが、「オミクロン株対応に万全を期すのが優先とし、再開には慎重に進める」と政府の見解が示されました。

オミクロン株の感染拡大の抑制について国民の生命と健康を守るため政府の施策については、全力で取り組む所存であります。

しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染により、事業収入が落ち込み金融問題、雇用の維持、また、装置産業である宿泊業は他業種と比べて高い固定費（固定資産税・設備投資・建物の維持費・公共料金）が、重く覆いかぶさっております。

これまで、自然災害等幾多の厳しい経済環境を乗り越えてきましたが、この度の新型コロナウイルス感染による業界の被害・試練は個々の事業者の力量では到底乗り越えることができないと強く感じております。何とか耐え忍び元気な日本経済復興を取り戻すため、以下要望事項の実現方に向け宜しくお願ひいたします。

### 記

- 1、日本政策金融公庫、商工中金、日本政策投資銀行等による融資条件等の見直し（返済猶予・返済期間の延長・金利引き下げ）及び柔軟な更なる金融支援をされたい。
- 2、雇用調整助成金の特例措置については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間延長されたい。
- 3、国民の安全が重要であることから、「緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置」が発令している間、事業収入が激減することから、宿泊業に対し新たな支援金の創設及び持続化給付金を含む各種支援金等についての延長と拡充をされたい。
- 4、固定費である固定資産税については、相当分を新型コロナウイルス感染症が収束する迄の間免除されたい。
- 5、観光支援事業の「GoToトラベル」の実施時期については、旅行需要拡大が見込まれることからインバンドがコロナ禍前の水準に戻るまで延長されたい。
- 6、現時点で確保されているGoToトラベル事業に係る予算については、事業の早期再開等により令和3年度内にできる限り執行していただくとともに、年度内に十分な事業実施ができなかった場合には、未執行となった予算と同規模の予算を来年度にも執行できるよう、必要な予算の確保や事業の延長等の措置に努められたい。